

第2章 生活を支える都市基盤を整えます

2-1 交通・情報などの基盤づくり

1 道路整備

【現況と課題】

本町には、広域的な交通処理機能を担う路線として、東西方向に国道2路線（122号・354号）、南北方向に県道2路線（主要地方道足利邑楽行田線・一般県道赤岩足利線）が通り、町内の道路網の骨格を形成しています。

国道354号バイパスの整備が着実におこなわれ、国道122号と主要地方道足利邑楽行田線の交差点改良などがおこなわれていますが、今後は、それらの早期完成を図るとともに、未整備区間の早急な事業着手・推進を図る必要があります。特に歩行空間の改善や連続性の確保が重要な課題です。

町道については、主要地方道足利邑楽行田線の補完的な役割を持つ町道幹線19号線の新設や、新たな「町の核」へのアクセス道路となる町道幹線6号線の拡幅整備が進行中ですが、これらの早期完了とともに、他路線における交通安全や歩行の快適性の向上に向けたさらなる取り組みが課題となります。

都市計画法に基づく都市計画道路* が14路線ありますが、整備済み延長が10,210m、整備率31.5%、全線未整備が8路線となっています。道路・街路事業の整備を推進するとともに、土地区画整理事業* などと連携した整備の可能性を考えつつ、総合的に推進策を講じることが必要です。

さらなる広域的な交通利便性の向上や新たな「町の核」の形成を図る上で、新たな道路の整備構想の立案が検討課題です。

これらの各種の道路整備の推進や道路改良を進めることで、町全体に機能的な道路ネットワークを構築する必要があります。

表 国・県道の整備状況（2005年3月末日現在）

単位：(m,%)

区分	延長	平均幅員	改良率	舗装率	歩道設置率	歩道幅員	
国道	122号	5,928.0	11.3	100	100	92.3	1.5~3.9
	354号	8,673.1	17.0	100	100	91.4	1.0~3.5
	小計	14,601.1	—	100	100	91.8	
県道	足利邑楽行田線	5,129.6	9.9	100	100	16.8	1.5~3.5
	赤岩足利線	6,961.5	9.3	100	100	51.7	1.5~2.6
	古戸館林線	3,848.4	11.9	100	100	90.6	2.0~3.5
	矢島大泉線	5,532.7	9.3	100	100	69.3	1.5~3.5
	中野御厨線	162.2	5.5	100	100	0	なし
	御厨多々良停車場線	228	5.5	100	100	0	なし
	小計	21,862.4	—	100	100	53.4	
合計	36,463.5	—	100	100	68.8		

(資料：土木課、館林土木事務所)

表 町道の整備状況（2005年3月末日現在）

単位：(m,%)

区分	路線数	実延長	平均幅員	改良率	舗装率	歩道設置率
内訳	1級	11	26,468.5	8.7	97.5	100.0
	2級	26	32,640.0	7.2	87.4	93.2
	その他	1,393	400,479.5	4.5	45.3	56.8
合計	1,430	459,588.0	4.9	51.3	61.9	6.2

(資料：土木課)

表 都市計画道路の概要 (2005年3月現在)

単位: (m,%)

番号	路線名	計画延長	計画幅員	歩道幅員	整備済み延長 (整備率)	計画決定日 (変更日)	備考
3.3.1	南部幹線	6,300	25~36	4.5	5,300(84.1)	1983.8.16(1993.3.12)	整備中
3.4.14	館林邑楽線	1,120	16~17	3.5	-(-)	1994.11.22	未定
3.4.30	篠塚常光寺線	690	16~17	3.5	-(-)	1986.9.5	南部幹線と連動整備
3.4.31	北部幹線	3,220	17.5~20	4.5	-(-)	1989.2.3(1997.11.18)	市街地整備にあわせ一部整備
3.4.32	邑楽中央線	4,900	16~27	3.5	700(14.3)	1989.2.3(1993.3.12)	交差点改良
3.4.33	中野篠塚線	2,670	16~25	3.5	-(-)	1989.2.3	一部区間整備中
3.4.34	千原田大黒線	3,820	16~47	3.5	1,870(49.0)	同上	一部区間整備中
3.4.35	中野中央線	1,200	16~17	3.5	-(-)	同上	未定
3.4.38	篠塚赤堀線	1,930	16~17	3.5	890(46.1)	1993.3.12	一部区間整備済
3.4.82	邑楽千代田線	2,090	16~18	4.0	600(28.7)	2000.4.18	一部区間整備済
3.5.36	前原明野線	1,840	14~26	3.5	850(46.2)	1989.2.3	一部区間整備済
3.5.37	十三坊塚菩提木線	1,090	12~15	2.5	-(-)	同上	未定
3.5.80	鶉中央線	1,320	13~16	3.0	-(-)	1997.11.18	市街地整備にあわせ整備
3.5.81	東耕地大山線	250	13~16	3.0	-(-)	1997.11.18	市街地整備にあわせ整備
合計 (14路線)		32,440	-	-	10,210(31.5)		

(資料: 都市計画課)

【基本方針】

- 広域的な幹線道路から身近な生活道路まで、各々にふさわしい整備を進め、町全体に機能的な道路ネットワークを構築します。
- 既に都市計画で定められている道路の整備事業の推進とともに、新路線の計画や新たな都市計画決定の可能性と妥当性を検討していきます。
- 防災・環境改善・景観形成・防犯・救急搬送など、様々な観点から道路整備を推進します。

【施策の方向性】

1 広域幹線道路の整備

(1) 国道の整備促進

◇国道 122 号は沿道整備と連携した拡幅と歩道整備を、国道 354 号は町内全線の早期完了を、県へ要望します。

(2) 県道の整備促進

◇主要地方道足利邑楽行田線で実施中の交差点整備の早期完成とともに、本町の南北都市軸にふさわしいさらなる整備を県に要請します。

◇一般県道赤岩足利線の早期整備を県に要請します。

2 町道の整備

(1) 幹線的な町道の整備推進

◇町内の各地域を結ぶ幹線的な町道について、歩行空間の確保を図るため歩道整備などを推進します。

(2) 生活道路の改良

◇生活道路全般について、必要な幅員の確保、隅切りや線形の改良、舗装の推進などに努めます。

3 戦略的な道路整備の推進

(1) 都市計画道路の整備

- ◇都市計画法に基づく都市計画道路*の整備を推進します。
- ◇部分的な改良にとどまっている路線や未着手の路線については、面的な市街地整備手法（土地区画整理事業*など）との連携や緊急性を考慮した上で戦略的な整備計画の策定を図ります。
- ◇各々の路線・区間の整備目標年次を明確化し、優先順位の高い路線から順次重点的に事業化を図ります。

(2) 新たな道路整備と計画変更の検討

- ◇都市計画マスタープラン*で位置づけている「さらなる広域的な交通利便性の向上」や新たな「町の核」の形成を図る上で必要な道路について、調査・検討・協議などを推進します。熟度の高まりに応じて整備構想・整備計画を立案します。
- ◇必要に応じて新たな都市計画道路としての位置づけや都市計画決定の可能性を検討します。
- ◇整備の可能性や事業効果の得にくい路線について、廃止を含めた計画変更の検討をおこなうとともに、整備推進にあたり、現状をふまえた計画変更の検討をおこないます。
- ◇(仮称)両毛中央幹線の実現に向け関係機関に働きかけをおこないます。

(3) 住民参加による事業の推進

- ◇道路整備にあたっては、情報の公開と住民意見の反映に努めます。

4 多角的な観点からの道路整備の推進

(1) 防災対策の観点からの道路整備

- ◇避難・救援・延焼遮断などの機能を十分に発揮できるように留意した道路整備を推進します。

(2) その他の多角的観点からの道路整備

- ◇環境保全、農村景観や都市景観の形成、防犯、消防・救急活動など、様々な面に配慮した道路整備を推進します。

【施策一覧】

施策名		実施主体	主な内容・計画・事業等
広域幹線道路の整備	国道の整備促進	県	○国道 122 号の拡幅と歩道整備の促進
		県	○国道 354 号の町内全線の早急な整備完了の促進
	県道の整備促進	県	○主要地方道足利呂楽行田線の交差点整備の完成とその他の整備促進
		県	○一般県道赤岩足利線の整備の促進
町道の整備	幹線的な町道の整備推進	町	○歩道整備の推進
	生活道路の改良	町	○拡幅、隅切りや線形の改良、舗装などの推進
戦略的な道路整備の推進	都市計画道路の整備	町	○都市計画道路の整備推進
		町	○面整備との連携や緊急性を考慮した戦略的な整備計画の策定
		町	○優先順位の明確化と事業の重点化
	新たな道路整備と計画変更の検討	町	○新たな道路整備に関わる調査・検討・協議等の推進
町		○都市計画道路としての整備検討	
	町	○廃止を含めた変更の可能性の検討	
	県・町	○(仮称)両毛中央幹線について関係機関に働きかけ	
住民参加による事業の推進	住民参加による事業の推進	県・町	○情報公開と住民意見を反映した道路整備の推進
		県・町	○情報公開と住民意見を反映した道路整備の推進
多角的な観点からの道路整備の推進	防災対策の観点からの道路整備	県・町	○避難路、緊急輸送のための道路の確保
		県・町	○避難路、緊急輸送のための道路の確保
	その他の多角的観点からの道路整備	県・町	○環境保全に配慮した道路整備
		県・町	○農村景観や都市景観に配慮した道路整備
	県・町	○防犯に配慮した道路整備	
	県・町	○消防・救急活動に配慮した道路整備	

2 交通安全

【現況と課題】

本町における交通事故は近年若干減少傾向にあるものの、国道や県道などの幹線道路のみならず町道などの生活道路でも多く発生しています。過去5年間の事故発生状況は下表に示すとおりで、2000年（平成12年）から2004年（平成16年）の合計は1,149件、死傷者1,546人となっています。

このため、道路標識や信号機の設置など交通安全施設の整備と道路環境の改善に取り組んでいますが、幅員の狭い道路や交差点周辺の事故、高齢者・自転車通行者の事故が発生しています。また、無謀運転による事故、信号無視やスピード違反など基本的な交通ルールの欠如による事故が発生しています。

このような状況のなかで、安全運転に対する意識を高めるため、本町では幼児、小学生、高齢者を対象とした交通安全教室や交通映画会を実施しています。また、関係団体と協力して、年間4回の交通安全運動と毎月1日の交通安全日を中心に、広報車や街頭指導を実施して交通事故防止に努めています。

今後も車社会の進展や高齢化の進行が予想され、住民の間に交通安全対策の充実を望む声が多いことをふまえ、歩行者、自転車、自動車利用者、幼児から高齢者まですべての住民が安心して利用できるよう、道路環境の充実を図ることが必要です。さらに、交通モラルや安全意識を高めるため、関係機関と協力して、交通安全教育、交通安全運動、適正な交通規制、被害者対策に取り組む必要があります。

表 町の交通事故発生状況

単位：(件,人)

区 分	2000年 (平成12年)	2001年 (平成13年)	2002年 (平成14年)	2003年 (平成15年)	2004年 (平成16年)
件数	214	186	211	268	270
死者	3	5	3	5	3
負傷者	288	245	282	368	344

(資料：生活環境課)

表 町の自動車保有状況

単位：(台)

区 分	普通自動車	軽自動車	貨物 普通自動車	自動二輪車・ 原付自転車	小型特殊車
2000年度(平成12年度)	13,105	6,189(24)	1,871	2,333(18)	1,403(5)
2001年度(平成13年度)	13,203	6,425(25)	1,803	2,245(17)	1,358(5)
2002年度(平成14年度)	13,269	6,626(25)	1,761	2,171(17)	1,337(5)
2003年度(平成15年度)	13,302	6,883(21)	1,734	2,117(0)	1,307(5)
2004年度(平成16年度)	13,397	7,172(24)	1,724	2,067(0)	1,274(5)

(注)()内は非課税台数

(資料：生活環境課)

【基本方針】

- 住民の尊い命を交通事故から守るため、多角的観点から交通安全に関わる施策を展開します。
- 交通安全施設など交通環境の充実に取り組むとともに、交通安全運動や交通安全教育などにより交通安全思想の普及を図ります。

【施策の方向性】

- 1 交通安全思想の普及
 - (1)交通安全教育の充実

- ◇幼児、小学生、高齢者などの交通弱者を中心に、各種の交通安全教室を継続して開催します。
- ◇自転車利用者や身体の不自由な人などに、多様な交通安全の学習機会を拡充します。
- ◇交通映画会の継続的な開催をはじめとして、地域や家庭など住民の身近なところで、年齢や実情に即した交通安全の充実に取り組みます。
- ◇交通安全教室や交通マナーの普及に関わる事業を推進する上で、中核的な役割を担う交通指導員を確保・養成し、より効果的な交通安全教育を展開します。

(2) 交通安全運動の促進

- ◇交通安全に関するパンフレットの作成、広報誌・回覧物の利用などにより、住民一人ひとりの交通安全に対する意識の啓発とモラルの向上に努めます。
- ◇警察などの関連機関と協力して、交通安全関係団体への支援・指導を強化します。
- ◇各時季の交通安全運動の際には、広報車を利用した巡回広報をおこなうなど、交通安全運動の活発化を図ります。
- ◇交通事故に関する相談窓口を紹介します。

2 交通環境の整備

(1) 交通安全施設等の整備

- ◇事故発生の実況を分析しつつ、安全性の高い道路環境を創出するため、信号・道路反射鏡・道路標示・視線誘導標・道路標識・ガードレールなどの交通安全施設の設置を推進します。
- ◇交通事故から乳幼児の尊い命を守るため、チャイルドシート着用の普及・啓発事業を実施するとともに、チャイルドシート購入費補助を引き続き推進します。

(2) 交通規制等に関する連携強化

- ◇効果的で安全・快適な交通環境を確保するため、適切な交通規制や標識の設置に関して、関係機関との連携を強化します。
- ◇看板や工作物などの不法占用の防止に努めます。

【施策一覧】

施策名		実施主体	主な内容・計画・事業等
交通安全 思想の普及	交通安全教育 の充実	町	○各種交通安全教室の開催
		町	○交通映画会の開催
		町	○交通指導員の養成
	交通安全運動 の促進	町	○パンフレットの作成・配布
		町	○交通安全関係団体への支援
		町	○巡回広報の充実
		町	○交通事故相談窓口の紹介
交通環境の 整備	交通安全施設 等の整備	県・町等	○交通安全施設等の設置（信号・道路反射鏡・道路標示・ 視線誘導標・道路標識・ガードレール等）
		町	○チャイルドシート購入費の補助
	交通規制等 に関する連携強化	町	○交通規制や標識の設置に関して関係機関との連携を強化
		町	○不法占用の防止

3 交通機関整備

【現況と課題】

鉄道は、東武鉄道小泉線のほか、町北東部の行政界付近に東武鉄道伊勢崎線が通っています。各々に本中野駅・篠塚駅、多々良駅が設置されており、貴重な通勤や通学の交通手段になっています。しかし、日中の発着頻度が1時間程度の時間帯があり、篠塚駅が無人駅となっているなどサービスの維持・向上が求められています。

駐輪場設置など駅周辺の整備を進めていますが、さらなる充実が課題となっています。また、乗降客数増加のための駅周辺の計画的な整備が重要な課題です。

バスについては、自動車利用の増加や少子化などにより需要が低迷し、路線が廃止されていましたが、2002年度（平成14年度）及び2004年度（平成16年度）に一部区域を運行する公共路線バスを開設しました。町の南部に館林・邑楽・千代田線が、北部に邑楽～太田線が運行されていますが、町全体を循環するには至っていない状況です。

【基本方針】

- 交通利便性を高めるため、鉄道交通の改善を関係機関へ要望します。
- 駅前や周辺市街地の計画的整備により、鉄道利用環境の改善と乗降客数増加を促進します。
- 開設された路線バスの運行維持・充実に努めるとともに、町内全体を結ぶ循環バスネットワークの充実を検討・推進します。

【施策の方向性】

1 総合交通体系の調査・研究

◇ 地域の交通需要に総合的に応える交通網ネットワークを構築するため、総合交通体系づくりに向けた調査（「館林都市圏総合交通体系調査」）が実施されましたが、この報告内容を基礎にさらに調査・研究をおこないます。

2 鉄道交通の改善

(1) 鉄道利便性の向上

- ◇ 東武鉄道小泉線の運行間隔の短縮、特急りょうもう号の乗り入れを要請します。
- ◇ 東武鉄道伊勢崎線とJR東日本との相互乗り入れの実現に向けた取り組みを推進します。
- ◇ 本中野駅南口の改札口新設や篠塚駅の有人化など、関係機関へ要請し推進します。

(2) 駅前と駅周辺市街地の整備

- ◇ 駅前の環境改善のため、駅前広場の整備を推進します。
- ◇ 鉄道利用客の維持・増加のため、周辺市街地の計画的な整備誘導を推進します。

3 公共バス路線の整備

- ◇開設された路線バスの適正な運行継続とともに、利用促進のための広報活動などを推進します。
- ◇バス停留所の施設などの改良を推進し、道路整備にあわせた施設整備を検討します。
- ◇町内全体を結ぶ循環バスネットワークの実現に向けて、調査・検討をおこないます。総合的な町づくりとの連携により、将来の姿を検討していきます。
- ◇中央公園周辺での新しい「町の核」の形成に向けた取り組みの進捗状況にあわせて、新たなバスルートの導入を推進します。

【施策一覧】

施策名		実施主体	主な内容・計画・事業等
総合交通体系の調査・研究		町	○総合交通体系づくりのための調査・研究を継続
鉄道交通の改善	鉄道利便性の向上	町・広域圏	○東武鉄道小泉線の運行間隔の短縮、特急の乗り入れを要請
		町・広域圏	○東武鉄道伊勢崎線とJR東日本との相互乗り入れの推進
	町	○本中野駅南口改札口の新設、篠塚駅の有人化等を要請	
	駅前と駅周辺市街地の整備	町	○駅周辺の整備促進
		町	○周辺市街地の計画的な整備誘導
公共バス路線の整備		町・広域圏	○開設された路線バスの運行継続と利用促進のための広報活動等の推進
		町	○バス停留所の施設改良
		町	○町内全体を結ぶ循環バスネットワークの実現に向けた調査・検討

4 情報・通信・エネルギー基盤の整備

【現況と課題】

インターネットや携帯電話などの情報通信技術は、近年急速に普及し、行政やビジネスの利用のみならず、日常生活においても必須の情報基盤となっています。

行政では、事務処理の効率化を図るため行政サービスの電子化などを推進していますが、そのさらなる充実とともに、個人情報保護法*の施行にともなう個人情報の厳重な取り扱い、適切な情報公開の推進などが課題となっています。

町内全体の情報基盤は、民間事業者の取り組みにより充実しつつありますが、今後は高度情報化に対応したブロードバンド（＝高速・大容量通信）環境の基盤整備推進と地域格差の解消が課題です。今後のさらなる本格的な情報社会の到来に向け、情報・通信基盤の充実に努めていく必要があります。

電気・ガス・石油などのエネルギーの安定的な供給は、住民の生活や産業活動に欠くことのできない課題です。各々これまで安定的に供給されてきましたが、今後も行政として安定供給に向けた取り組みを推進するとともに、さらなる省エネルギー対策と新エネルギーの開発・普及への支援が課題です。

【基本方針】

- 急速な高度情報化社会の到来に対応した、町行政事務の電子化、個人情報の保護、情報公開などを推進します。
- 町内全体の情報基盤整備の充実に支援します。
- 安定的なエネルギーの確保と省エネルギー対策、新エネルギー開発・普及の支援をおこないます。

【施策の方向性】

1 高度情報化への対応

- ◇急速な高度情報化社会の到来に対応し、町行政の事務についてさらなる電子化を推進します。
- ◇個人情報保護法をふまえ、個人情報保護に関して万全の体制を構築し厳重に管理します。
- ◇町行政のもつ情報を、個人情報保護に抵触しない範囲で広く・詳細に・適切な手法で公開します。
- ◇高速通信を有効に利用した町のホームページの充実などを推進します。

2 情報・通信基盤の維持・向上

- ◇高速インターネット通信のための光ファイバー（＝光通信の伝送路）の普及に向けて、民間事業者に対し適切に協力します。

3 エネルギー対策の充実

(1) 安定的で安全なエネルギー供給の確保

- ◇電力の安定供給に向け、施設の適切な稼働や安全な使用方法の普及、事故防止のための確実な保守・点検などについて、事業者や国・県などの関係機関へ要請します。
- ◇石油やガスについて、安定的な供給と適正な料金設定を要望します。

(2) 省エネルギーの推進

◇関係機関との連携により、省エネルギーに対する啓発活動を推進します。

(3) 新エネルギー開発・普及の支援

◇太陽熱エネルギーや再生可能なエネルギーの開発・普及を促進するため、新たな支援施策を検討します。

【施策一覧】

施策名		実施主体	主な内容・計画・事業等
高度情報化への対応		町 町 町 町	○町行政のさらなる電子化の推進 ○個人情報保護の適切な管理 ○情報公開の推進 ○町のホームページなどの充実
情報・通信基盤の維持・向上		事業者・町	○高速インターネット通信のための基盤普及への協力
エネルギー対策の充実	安定的で安全なエネルギー供給の確保	事業者・国・県・町 事業者・国・県・町	○安定供給と安全対策の要請 ○適正料金の設定の要望
	省エネルギーの推進	事業者・国・県・町	○省エネルギーのための啓発活動の推進
	新エネルギー開発・普及の支援	町	○新エネルギー開発のための支援施策の検討

2-2 水と緑の空間づくり

1 公園・緑地整備

【現況と課題】

都市公園は、1973年（昭和48年）から整備を進めており、28.97haが供用済みです。2003年度（平成15年度）には、シンボルタワー南側のおうら中央公園の整備が完了し、町の都市公園の計画面積は30.08haとなっています。

今後は、未整備区域が残る松本公園、孫兵衛川沿線、多々良沼公園の県整備区域の隣接箇所の整備に取り組むとともに、鶉土地区画整理事業区域内における公園整備の検討が課題となります。

また、都市公園の適正な配置とともに、防災、健康福祉の増進、自然環境とのふれあいなど、様々な機能に配慮した公園づくりが必要です。新たな都市基幹公園（＝町全体の人が利用するような公園）の設置も長期的な課題です。

一方、本町の都市的土地利用は、主として農用地、森林・原野の転用により促進されており、貴重な平地林が年々減少しています。町の魅力の一つである平地林の減少を抑え、保全・活用していくことが重要な課題であり、その方法の具体的な検討・実施が必要です。

表 都市公園の整備状況（2005年3月現在）単位：(ha)

区分	名称	所在地	計画面積	供用面積	供用年月日
街区公園	駅前公園	大字新中野	0.32	0.32	1973.10.18
	下谷公園	同上	0.17	0.17	1975. 3.25
	清水公園	同上	0.21	0.21	1976. 3. 1
	石打公園	大字石打	0.13	0.13	1977. 2. 1
	あけの公園	大字明野	0.57	0.57	1988.10. 1
	小割公園	同上	0.19	0.19	1988.10. 1
	鶉公園	大字鶉	0.07	0.07	1992. 3. 1
	里前公園	大字赤堀	0.42	0.42	1999. 7. 2
	鞍掛中央公園	同上	0.68	0.68	1999. 7. 2
	ふるさと公園	大字藤川	0.45	0.45	2000. 3.31
計(10公園)			3.21	3.21	
近隣公園	緑ヶ岡公園	大字新中野	1.00	1.00	1973.10.18
	ひろや公園	大字赤堀	1.77	1.77	1981. 6. 1
	松本公園	大字石打	2.94	1.98	1986. 4. 1
計(3公園)			5.71	4.75	
地区公園	おうら中央公園	大字中野	7.45	7.45	2003. 3.31
	中野沼公園	同上	5.86	5.86	2005. 3.31
計(2公園)			13.31	13.31	
総合公園	多々良沼公園	大字鶉新田	7.85	7.70	1981. 6. 1
計(1公園)			7.85	7.70	
計(16公園)			30.08	28.97	

(資料：都市計画課)

表 都市計画公園の状況

名称	供用年月日 (変更年月日)
多々良沼公園	1981. 6. 1 (2003. 3. 31)
緑ヶ岡公園	1973.10.18
松本公園	1986. 4. 1
駅前公園	1973.10.18
下谷公園	1975. 3.25
清水公園	1976. 3. 1
石打公園	1977. 2. 1

(資料：都市計画課)

表 都市公園の整備目標（中期）

単位：(ha)

区分	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園
基準年次（平成17年度）	3.2	4.7	13.3	7.7
目標年次（平成22年度）	3.7	5.7	13.3	7.7
増加（平成18～22年度）	0.5	1.0	0.0	0.0

(資料：都市計画課)

【基本方針】

- 住区基幹公園（＝主に町内各地域の人が利用するような公園）、都市基幹公園（＝町全体の人が利用するような公園）を中心とした公園の計画的な配置と整備を推進します。
- 防災、健康福祉の増進、自然環境とのふれあいなどの様々な機能に配慮した公園の整備と充実を図ります。
- 平地林をはじめとする緑地の保全に努めるとともに、その活用方法を検討します。

【施策の方向性】

1 公園の整備推進

(1) 住区基幹公園の整備

- ◇松本公園の未整備区域の整備を推進します。
- ◇鶉土地区画整理事業の進捗状況にあわせて、同区域内に街区公園* の整備を推進します。
- ◇街区公園や近隣公園*、地区公園* などの適切な配置を検討し、整備を推進します。

(2) 都市基幹公園の整備

- ◇生涯スポーツの振興に資するため、また、防災対策や健康福祉の増進を兼ね備えた、新たな都市基幹公園の設置に向け、必要な調査・計画を実施します。
- ◇県施行の多々良沼公園整備事業の推進と区域の拡大を要請します。

(3) その他の公園の整備

- ◇農村広場の整備と活用を推進し、あわせて周辺の中野沼公園・多々良沼公園・おうら創造の森・群馬県緑化センターなどとの連携による相乗効果を目指します。

2 様々な観点からの公園の整備

- ◇地震などの災害発生時に防災拠点や避難場所、延焼遮断帯* の効果をもつ公園や広場づくりを推進します。
- ◇だれもが気軽に健康運動を楽しめるような施設や、使いやすい「ゆったりトイレ」の設置など、健康・福祉に配慮した公園づくりを推進します。
- ◇犯罪の発生を未然に防止するよう、死角の解消などを工夫した安全・安心な公園づくりを推進します。

3 緑地の保全・活用・創出

(1) 平地林の保全と活用

- ◇平地林の保全と公益的な活用を推進します。
- ◇周辺の田園地帯を含めた、良好な里山の復元に努めます。

(2) 緑地の整備保全

- ◇その他の緑地全般の整備と保全を図ります。
- ◇孫兵衛川沿線（国道354号「邑楽中学校南交差点」北側の町道幹線6号に接する区間）の町有地を緑地として整備を推進します。

(3) 自然環境の復元と創出

- ◇自然環境の保全にとどまらず、町から失われた又は失われつつある植物などの自然環境の復元を目指します。
- ◇住民との協働により、花と緑の空間を市街地内部に創出することを目指します。

4 公園・緑地の維持・管理の充実

- ◇公園や緑地の維持・管理を適切に推進する一方で、効率的な手法により管理費削減に努めます。
- ◇ボランティアによる維持・管理を推進します。

【施策一覧】

施策名		実施主体	主な内容・計画・事業等
公園の整備 推進	住区基幹 公園の整備	町	○松本公園の整備推進
	都市基幹 公園の整備	町	○鶉土地区画整理事業区域内での街区公園整備の推進
	その他の 公園の整備	町	○必要調査の実施
	その他の 公園の整備	県・町	○県施行の多々良沼公園の整備推進・区域の拡大を要請
様々な観点からの 公園の整備		町	○防災の観点からの公園・広場づくり
		町	○福祉・健康づくりの観点からの公園づくり
		町	○犯罪防止の観点からの公園づくり
緑地の保全 ・活用・創出	平地林の 保全と活用	町	○平地林の保全と活用
	緑地の 整備保全	町	○緑地全般の整備と保全
	自然環境の 復元と創出	町	○孫兵衛川沿線の緑地整備
		町	○植物等の自然環境の復元の推進
		町・住民	○住民との協働による花と緑の空間の創出
公園・緑地の 維持・管理の充実		町	○維持・管理の適切な推進
		町	○効率的な維持・管理
		町	○ボランティアによる維持・管理の推進

2 河川整備

【現況と課題】

本町には6河川が流れており、全て一級河川となっています。この内、栃木県との県境を東方向に流れている矢場川が国直轄で、多々良川・新堀川・孫兵衛川・藤川・逆川の5河川が県管理です。これら一級河川の町内延長合計約32kmの内、改修済み延長は半分強の約18kmとなっています。

台風や雷雨などによる集中豪雨の際には、農地の冠水をはじめ、家屋への浸水被害が発生しています。特に、新堀川の合流橋付近は豪雨のたびに冠水し、道路の通行止めをしている状況にあります。また、住宅地や工業用地などの開発が急速に進み、生活排水や工場排水が道路側溝などを経て河川に流入することで水質汚濁が発生し、河川や池沼の魚介類や水生植物に影響を及ぼしています。

こうした中、多々良川の堀田橋以西での改修工事、孫兵衛川の新中野地内での改修工事と「ふるさとの川整備事業」が進められているほか、新堀川については冠水時の状態把握の調査を実施しています。さらに改修などを進めることにより、治水能力の向上を図るとともに、水質の浄化や、水に親しめるような空間づくりに取り組む必要があります。

表 一級河川の改修状況

単位：(m,%)

区分	国・県管理						計
	矢場川	新堀川	逆川	多々良川	孫兵衛川	藤川	
町内延長	9,000	5,950	2,590	6,580	5,070	3,040	32,230
改修済み延長	9,000	1,300	0	1,950	3,404	2,850	18,504
暫定改修率	100	21.8	0	29.6	67.1	93.8	57.4

(資料：土木課)

【基本方針】

- 本町を流れる6河川の未改修区間の整備を推進するため、国・県への要望などを実施します。
- 集中豪雨などによる洪水発生防止対策を講じます。
- 水質の浄化や水に親しめる憩いの場の創出を推進します。

【施策の方向性】

1 国直轄一級河川の整備促進

◇矢場川については改修済みですが、旧河川に架かる橋梁などの整備が必要であるため、国に対して必要な要望をおこないます。

2 県管理一級河川の整備促進

◇孫兵衛川で進められている「ふるさとの川整備事業」について、早期完成を県に要望します。

◇多々良川の堀田橋以西、孫兵衛川の新中野地内で実施中の改修工事の早期完成を県に要望します。

◇孫兵衛川と逆川は、本町のみを流れる河川であるため、町として未改修区間の整備を県に要望します。

◇新堀川は、周辺の町にも流れており、関係市町と調整を図りつつ、国・県に改修促進を要望します。

◇藤川については改修済みですが、旧河川の整備を県に要望します。

【施策一覧】

施策名	実施主体	主な内容・計画・事業等
国直轄一級河川の整備促進	国・町	○矢場川の橋梁等の整備要望
県管理一級河川の整備促進	県・町	○孫兵衛川の「ふるさとの川整備事業」による早期完成を県に要望
	県・町	○多々良川の堀田橋以西、孫兵衛川の新中野地内で実施中の改修工事の早期完成を県に要望
	県・町	○孫兵衛川・逆川の未改修区間整備の促進を県に要望
	国・県・関係市町	○新堀川の未改修区間整備の調整と県への改修促進要望
	県・町	○藤川の旧河川整備を県に要望

3 中央公園の周辺整備

【現況と課題】

本町のほぼ中央部に位置する「中央公園整備区域(約17ha)」は、公園を中心に行政・文化・レクリエーションなどの機能を備えた、新たな「町の核」を創出しようという計画区域です。

1993年(平成5年)には、高さ約60mで展望室をもつ「シンボルタワー(未来MiRAi)」が、1995年(平成7年)には「町立図書館」がそれぞれ開館しました。

区域内を流れる孫兵衛川について、河川及び調整池*を含む約7.2ha部分の施設整備が進められていますが、この河川と一体となった公園として「おうら中央公園」が、2003年(平成15年)に完成し、供用を開始しています。園内には、「噴水広場」「こども広場」をはじめ、ボランティアの人たちが管理している花壇、水辺の植物を見ることができる「やすらぎの池」、ストレッチ器具のある「のびのび広場」などが整備されています。公園内の園路、孫兵衛川沿いの園路「風の道」などを利用してウォーキングを楽しむことができ、休憩は西駐車場にある管理棟のテラスが利用可能です。

また、2006年(平成18年)には、住民の健康・保健の拠点となる「保健センター」が完成予定です。

今後は、町道幹線5号線北側の部分について、早期に整備計画を策定し整備を推進するとともに、あたらな「町の核」として、交通アクセスの強化などを図る必要があります。

【基本方針】

- 本町の新しい「町の核」となる区域として、総合的な整備を推進します。
- 孫兵衛川の「ふるさとの川整備事業」の早期完成を図ります。
- 未整備である町道幹線5号線北側の区域に関する整備計画を早期に策定します。

【施策の方向性】

1 進行中の事業の早期完成

◇現在、県によって進められている、孫兵衛川の「ふるさとの川整備事業」などの早期完成を促進するため、必要な要請などを実施します。

2 新規事業の推進

(1) 町道幹線5号線北側の区域に関する整備計画の策定

◇未整備区域である町道幹線5号線北側の区域について、早期に整備計画を策定します。

◇庁舎の移転・新築などをふまえた、総合的な視点からの計画を策定します。

(2) 整備事業の推進

◇望ましい都市的機能をもつ施設の建設を可能とするため、市街化区域への編入などを検討していきます。

◇庁舎をはじめとする必要施設の整備を推進するとともに、道路や下水道などの都市基盤施設の整備を推進します。

【施策一覧】

施策名		実施主体	主な内容・計画・事業等
進行中の事業の早期完成		県・町	○孫兵衛川の「ふるさとの川整備事業」の早期完成等を県に要望
新規事業の 推進	町道幹線5号線 北側の区域に関する 整備計画の策定	町	○町道幹線5号線北側の区域に関する整備計画の策定
	整備事業の推進	町 町	○市街化区域への編入等の検討 ○必要施設と基盤施設の整備推進